

# 第1次あま市総合計画後期基本計画策定の概要

## 1. 総合計画の役割

総合計画は、自治体のまちづくりの指針となる最上位の計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

本市では平成24年3月に「第1次あま市総合計画」を策定しています。

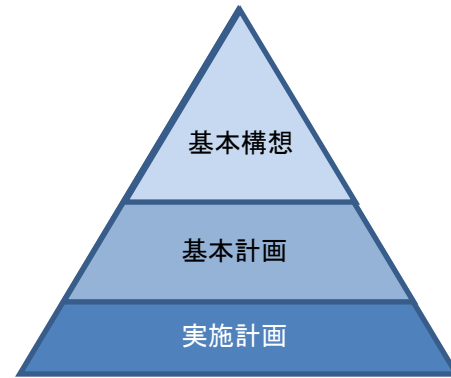
### 【あま市総合計画の構成について】

**基本構想**…まちづくりの理念と目指すべき将来像、それを実現するための基本目標や施策の大綱を定めたもの（計画期間10年）

**基本計画**…基本構想の将来像を実現するため、基本構想で定めた施策大綱に基づき、主要な施策、達成すべき目標を定めたもの（計画期間10年、5年を目途に見直し）

**実施計画**…基本計画で定めた施策を効果的に実施するための具体的事業やその実施時期を示したもの（実施期間4年、毎年見直し）

【あま市の将来像】  
人・歴史・自然が綾なす  
セーフティー共創都市“あま”



## 2. 第1次あま市総合計画後期基本計画策定のねらい

第1次あま市総合計画の策定から5年目を迎え、基本計画の見直し時期となることから、後期（平成29年度～33年度まで）の基本計画を策定するものです。策定に当たっては、あま市の将来像「人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”」を実現するため、これまでに実施してきた施策の効果を検証したうえで、近年の社会情勢等の変化を踏まえて、基本計画の中間見直しとして行います。

### 【社会情勢等の主な変化】

#### 社会情勢の変化

- 全国的に人口減少が進む中、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定
- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果が公表
- リニア中央新幹線整備に伴う大交流都市圏域の形成などが想定

#### 地域の変化

- 本庁舎基本構想・基本計画を策定したことに伴い、庁舎の整備効果やそこから生じる活力等を市域全体に波及させていくためのまちづくりの検討が必要

## 3. 第1次あま市総合計画の構成と後期基本計画策定の方向性

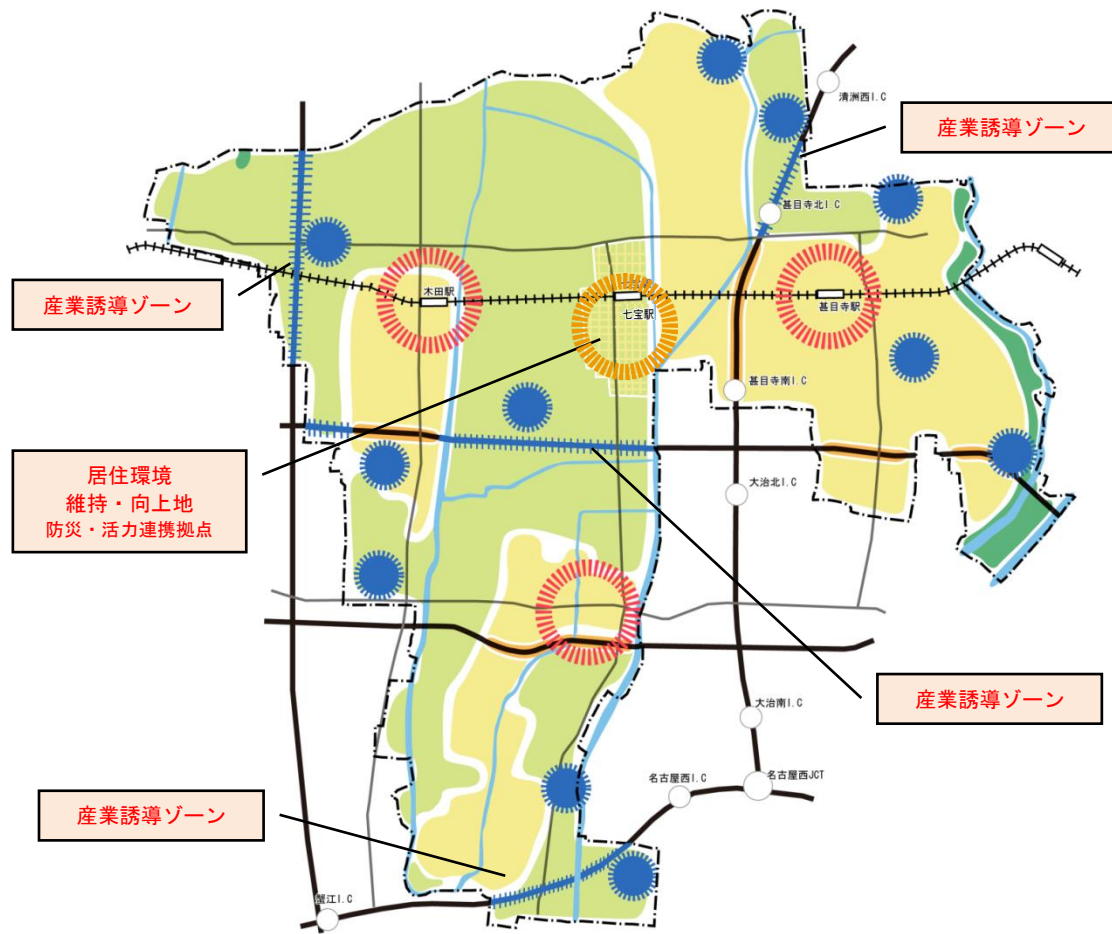
第1次あま市総合計画の構成		策定の方向性
基本構想	将来像	人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”
	基本理念	(1) 地域の力を結集するパートナーシップのまちづくり (2) 人と人との絆を大切にしたいまちづくり (3) 交流と連携による魅力・活力あるまちづくり
基本計画	土地利用計画	(1) 人口等推計 (2) 人口フレーム 平成33年 90,000人 (3) 土地利用計画
	基本目標・施策の大綱	<p>①安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち</p> <p>1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる</p> <p>1-2 防犯・交通安全・消費者対策の整った安心して暮らせるまちをつくる</p> <p>1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる</p> <p>1-4 交通網が整備された安全で快適なまちをつくる</p> <p>②心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち</p> <p>2-1 健康づくりを支える保健サービスを提供するまちをつくる</p> <p>2-2 市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる</p> <p>2-3 自然環境を守り育て、潤いある美しいまちをつくる</p> <p>③郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち</p> <p>3-1 地域文化の発展と継承により郷土に誇りが持てるまちをつくる</p> <p>3-2 生涯学習を拡充し市民の生きがいと活力を高めるまちをつくる</p> <p>3-3 次世代を育む教育環境の整ったまちをつくる</p> <p>④自らの力で歩み続ける、活力のあるまち</p> <p>4-1 地域産業を活性し賑わいと活力あるまちをつくる</p> <p>4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる</p> <p>⑤交流と連携による、一体感のあるまち</p> <p>5-1 市民と育てる協働のまちをつくる</p> <p>5-2 お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる</p> <p>5-3 多様な交流による共創のまちをつくる</p>
		<p>・現行の将来像を踏襲する。</p> <p>・現行の基本理念を踏襲する。</p> <p>・現行の人口等推計、人口フレームを踏襲する。 ・「あま市都市計画マスタープラン」の中間見直しとも連携を図りながら、土地利用方針の見直しを行う。</p> <p>【1-1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民病院における救急医療の充実を図る</li> <li>地域消防力のさらなる強化を図る</li> <li>新庁舎の防災拠点化と地域における防災力の向上を図る</li> <li>浸水が多い地区の排水能力の向上を図る</li> <li>市民主役による安全・安心なまちづくりの実現</li> </ul> <p>【1-2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市と警察の連携強化と防犯活動団体の連携強化</li> <li>LED防犯灯、防犯カメラ設置や空き家対策の実施</li> <li>市民主役による安全・安心なまちづくりの実現</li> </ul> <p>【1-3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の利活用などによる土地利用流動化の促進</li> <li>公園・緑地の整備、市民協働による維持管理の推進</li> <li>市の花の植栽、市の木の植樹を推進</li> <li>浸水が多い地区の排水能力の向上を図る</li> <li>火葬場の広域利用</li> </ul> <p>【1-4について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎への来庁アクセスの確保</li> <li>リニア中央新幹線利用者呼び込むための、駅の利便性向上</li> <li>南北幹線軸の整備による道路混雑の改善</li> <li>道路環境と駅からの道路アクセスの向上</li> </ul> <p>【2-1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診（検診）等の受診率向上に向けた取り組みの充実</li> <li>市民病院の経営形態見直しを含めた経営健全化</li> <li>市民病院における救急医療の充実</li> </ul> <p>【2-2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な理由により支援が必要な人へ適切な対応の推進</li> <li>社会復帰を目指す人への支援の推進</li> <li>地域包括ケアシステムの充実</li> <li>ICTを活用して、住み慣れた地域での生活を支援</li> <li>高齢者の権利擁護の推進</li> <li>障がいのある人の権利擁護の推進</li> </ul> <p>【2-3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の施策を推進</li> </ul> <p>【3-1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郷土の歴史や文化についての学習を推進</li> <li>市民に対する本市の魅力の周知・啓発と愛着の醸成</li> <li>市外へ向けた本市の情報発信力向上とイメージアップの推進</li> </ul> <p>【3-2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>託児付の講座の充実と、子育て関連講座の開講</li> <li>機運の高まりを生かしたスポーツ振興や地域活性化の推進</li> </ul> <p>【3-3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼保小中連携及び幼保小中交流教育の推進</li> <li>学校防災設備・防災体制の充実</li> </ul> <p>【4-1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用機会の創出や適切な工業用地供給のための新たな立地、自動走行関連企業等の参画・誘致の推進</li> <li>農業の後継者に対する事業継承の支援を推進</li> </ul> <p>【4-2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の理解と協力を求めながら行政改革を推進</li> <li>公共施設等の長期的・総合的な管理による長寿命化と見直しを図る</li> </ul> <p>【5-1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の施策を推進</li> </ul> <p>【5-2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな人権課題を踏まえた取り組みの推進</li> <li>女性の活躍推進、支援体制の充実</li> </ul> <p>【5-3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の施策を推進</li> </ul>

## 4. 見直しの主なポイント

### (1) 土地利用計画について（変更案）

都市計画マスタープラン中間見直し作業における七宝駅、新庁舎周辺における新たな拠点の配置及び七宝駅周辺の土地利用の方針の追加、工業系土地利用の方針の拡充と連携し、総合計画における土地利用計画についても見直しを行います。

#### ■あま市総合計画における土地利用方針図（案）



凡例			
	農地・集落地		住宅・商業地
	自然環境		街なか居住拠点
	居住環境維持・向上地【追加】		産業振興地
	防災・活力連携拠点【追加】		鉄道
	産業振興地		広域交通軸
	産業誘導ゾーン【見直し】		都市内交通軸
	沿道利用地		河川

### (2) 基本計画について（変更案）

#### 目標 1 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち

##### 施策 1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる

消防・救急体制を整備し人命や財産を守る	消防・救急体制を整備する（※1）
	地域における消防力を強化する（※2）
防災対策を推進し災害時の被害を軽減する	防災体制を整備する（※3）
	防災意識をたかめる
	地域における防災活動をすすめる
	住宅の耐震化をすすめる
	排水施設の整備をすすめる（※4）
	河川環境の整備をすすめる
市民役の安全・安心なまちづくりを推進する	市民役の連携・協働事業をすすめる（※5）

##### 【主な見直しの内容】

- ※1 市民病院を地域の中核病院として、救急医療の充実を図るため、医療スタッフの確保に努めます。災害時にも病院機能を維持し、被災者の受け入れを可能にします。
- ※2 地域の消防活動の担い手確保・育成に努め、地域消防力のさらなる強化を図ります。
- ※3 新庁舎を防災拠点施設にします。防災拠点と地域間の連携を強化し、市全体の防災力の向上を図ります。災害発生時の危険性が高い箇所の整備、災害発生箇所の迅速な復旧、避難場所や避難道路の整備、非常用物資の備蓄を進めます。医療に関する調整が必要となった場合は、海部医療圏内で市町村圏域を超えた調整を行います。
- ※4 浸水被害が多い地区の排水能力の向上を図ります。
- ※5 「あま市安全安心ネットワーク会議」の開催や、「あま市安全安心なまちづくりアクションプラン」を策定することにより、安全・安心なまちづくりの実現に向けた推進体制を構築し、関連事業を推進します。

##### 施策 1-2 防犯・交通安全・消費者対策の整った安心して暮らせるまちをつくる

地域の防犯対策を推進し犯罪を削減する	防犯意識をたかめる
	地域における防犯活動をすすめる（※1）
交通安全対策を推進し交通事故を削減する	犯罪を抑止する環境をととのえる（※2）
	交通安全意識をたかめる
消費者対策を推進し賢い消費者を育てる	安全な交通環境を整備する
市民役の安全・安心なまちづくりを推進する（再掲）	消費者への情報提供をすすめる
	市民役の連携・協働事業をすすめる（再掲）（※3）

##### 【主な見直しの内容】

- ※1 市と警察の連携で犯罪が多い地区のパトロールを強化します。また、防犯活動に取り組む団体の連携の強化などにより、防犯活動の充実を図ります。
- ※2 LED防犯灯の設置を推進するとともに、駅周辺に防犯カメラを設置します。空き家の実態調査を実施して対策を進めます。
- ※3 「あま市安全安心ネットワーク会議」の開催や、「あま市安全安心なまちづくりアクションプラン」を策定することにより、安全・安心なまちづくりの実現に向けた推進体制を構築し、関連事業を推進します。

施策 1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる

魅力ある良好な都市景観を整える	秩序ある計画的な土地利用をすすめる
	自然と歴史の融合景観をつくる
	人に優しい良好な市街地をつくる
	空き家対策をすすめる（新規）※1
緑と水の快適環境を整える	市民が憩える公園・緑地を整備・管理する ※2
	潤いのある親水空間を整備する
	緑化をすすめる ※3
	安全な水を安定的に供給する
	公共下水道の整備をすすめる
	河川の水質保全対策をすすめる
廃棄物対策をすすめる	排水施設の整備をすすめる（再掲）※4
	ごみの適正処理への取り組みをすすめる
都市環境体制を整える（新規）	ごみの減量・リサイクル活動をすすめる
	都市環境施設の広域利用をすすめる（新規）※5

【主な見直しの内容】

- ※1 空き家の実態を調査し、利活用などによる土地利用流動化の促進を図ります。
- ※2 公園・緑地の整備を行い、市民と協働での適切な維持管理を推進します。
- ※3 公共施設に市の花「ゆり」の植栽や、市の木「ハナミズキ」の植樹を行い、緑化とともに市のシンボルのイメージアップを推進します。
- ※4 浸水被害が多い地区の排水能力の向上を図ります。
- ※5 近隣市において建設が予定されている火葬場の整備・運営について、周辺都市との広域連携を進めます。

施策 1-4 交通網が整備された安全で快適なまちをつくる

誰もが使いやすい公共交通の構築をすすめる	持続可能な公共交通体系の検討をすすめる ※1
	駅周辺環境整備をすすめる ※2
安全で快適な道路・交通網の整備をすすめる	計画的な都市計画道路の整備をすすめる ※3
	広域道路交通網の有効活用をすすめる
	生活に密着した道路の整備をすすめる ※4
	道路施設の整備をすすめる

【主な見直しの内容】

- ※1 新庁舎整備計画が進められる中、市内各所からの来庁アクセス手段の確保を図ります。
- ※2 リニア中央新幹線利用者を市内に呼び込んでいくため、駅の利便性向上など交通環境の充実を図ります。
- ※3 南北幹線軸の整備を進め、市内の道路混雑の抜本的な改善と市域全体の一体性の確保を図ります。
- ※4 狭あい道路の解消、道路パトロールの強化、駅から市内各所への道路アクセスの向上を図ります。

目標 2 心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち

施策 2-1 健康づくりを支える保健サービスを提供するまちをつくる

生涯にわたる健康づくりを支援する	各種保健事業サービス（成人保健・母子保健・介護予防）・予防接種などの事業をすすめる ※1
	健康づくりに関する情報提供をすすめる
	健康づくり支援体制の整備をすすめる
	食育に関する事業をすすめる
	歯と口腔の健康づくりをすすめる
地域医療の提供体制を整える	市民病院の機能強化と健全経営をすすめる ※2
	医療機関の連携強化をはかる
	救急医療体制の整備をすすめる ※3

【主な見直しの内容】

- ※1 受診機会の拡充など受診率の向上に取り組めます。
- ※2 市民病院の戦略的な医療スタッフの確保に努め、経営形態の見直しを含めた経営の健全化及び基盤の強化を図ります。
- ※3 市民病院における救急医療の充実を図ります。

施策 2-2 市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる

地域福祉活動をすすめる	地域福祉活動の促進と推進体制をととのえる ※1
	地域ボランティア事業の活動を支援する
	社会復帰を支援する体制をととのえる（新規）※2
生きがいを持って暮らせる社会をつくる	高齢者福祉推進体制の整備をすすめる ※3
	高齢者の生きがい活動への支援をすすめる
	医療・介護サービスを支援する ※4
	高齢者の権利擁護をすすめる ※5
障がいのある人が安心して生活できるようにする	障がいのある人の生活支援をすすめる
	障害福祉サービスなどの提供体制を充実する
	障がいのある人の権利擁護をすすめる ※6
	障がいのある人の受入れ体制をととのえる
安心して子どもを産み育てられる環境をつくる	子育て支援事業などをすすめる
	子どもを生み育てやすい環境をつくる
	仕事と子育てとの両立支援策をすすめる
	子どもの遊び場の整備をすすめる
	ひとり親家庭などの自立への支援をはかる
	国民健康保険制度の健全な運用をはかる
社会保障制度の適切な運用につとめる	後期高齢者医療制度の健全な運用をはかる
	介護保険制度の健全な運用をはかる
	低所得者への支援体制の充実をはかる

【主な見直しの内容】

- ※1 様々な理由により支援が必要な人への適切な対応を推進します。
- ※2 社会復帰を目指す人の復帰を支援する取り組みを推進します。
- ※3 地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- ※4 ICTを活用して、住み慣れた地域での生活を支援します。
- ※5 成年後見制度についての情報提供など、高齢者の権利擁護を進めます。
- ※6 成年後見制度などの各種相談支援体制を充実させ、障がいのある人の権利擁護を推進します。

施策 2-3 自然環境を守り育て、潤いある美しいまちをつくる

自然環境を守り育てる	自然環境をまもる
	地球温暖化対策をすすめる
	公害予防対策をすすめる
環境問題の取り組みをすすめる	環境学習をすすめる
	環境保全活動をすすめる
	環境保全活動の推進体制の整備をすすめる
	新エネルギーの活用を促進する

【主な見直しの内容】

- 現施策を引き続き推進していきます。

目標3 郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち

施策3-1 地域文化の発展と継承により郷土に誇りが持てるまちをつくる

歴史と伝統のある地域の歴史文化を保存継承する	歴史・文化財の保護と活用をすすめる
	伝統と歴史文化の継承と振興を支援する
	伝統産業の伝承をすすめる
文化に親しむ意識と環境をつくる	歴史・地域文化に親しむ意識をたかめる(※1)
	芸術や文化にふれる機会をつくる
シティプロモーションを推進する(新規)	芸術・文化団体への支援をすすめる
	まちに対する誇りや愛着を醸成する(新規)(※2)
	まちの魅力を発見し、磨き上げ、発信する(新規)(※3)

【主な見直しの内容】

- ※1 学校教育を通して郷土の歴史や文化についての学習を推進します。
- ※2 豊かな住環境や歴史・文化など本市の持つ魅力について、市民に対して周知・啓発していくことで、まちに対する誇りや愛着を醸成します。
- ※3 転入者や滞在・交流人口の増加に向けて、本市の情報発信力の向上とイメージアップを推進します。

施策3-2 生涯学習を拡充し市民の生きがいと活力を高めるまちをつくる

生涯学習環境の整備をすすめる	生涯学習活動拠点の整備をはかる
	多様な学習機会をととのえる(※1)
生涯スポーツ環境の整備をすすめる	図書館の充実と利用の促進をはかる
	スポーツ施設の充実をはかる
	スポーツに親しめる環境をつくる
	スポーツ大会などの実施促進をはかる(※2)

【主な見直しの内容】

- ※1 託児付の講座を充実します。子育てに関心がある方が参加できる子育て関連講座を開講します。
- ※2 東京オリンピック開催などで高まる機運を生かします。スポーツの国際大会や全国大会などの会場や練習会場の招致を行い、スポーツ振興や地域活性化を図ります。

施策3-3 次世代を育む教育環境の整ったまちをつくる

幼児教育環境の整備をすすめる	幼児教育の支援体制をととのえる
	幼児教育をすすめる
学校教育体制を整える	学校・家庭・地域社会との連携による教育をすすめる
	幼保小中の連携教育をすすめる(新規)(※1)
	地域に開かれた学校づくりをすすめる
	特別支援教育の充実をはかる
	教育相談センターの充実をはかる
	外国語教育の支援をはかる
	人権教育をすすめる
学校教育環境の整備をすすめる	就学支援の充実をはかる
	学校施設の整備をすすめる(※2)
	給食センターの統合・新設をすすめる
青少年の健全育成をはかる	教育・学校資材などの確保をすすめる
	青少年の健全育成活動をすすめる
	地域ぐるみによる健全育成体制をすすめる

【主な見直しの内容】

- ※1 幼保小中連携及び幼保小中交流教育を推進します。
- ※2 災害時に児童・生徒の安全が確保できるよう、学校防災設備・防災体制の充実を図ります。

目標4 自らの力で歩み続ける、活力あるまち

施策4-1 地域産業を活性し賑わいと活力あるまちをつくる

商工業を振興する	地域産業の振興をはかる
	企業・新産業などの誘致をすすめる(※1)
	商工業団体との連携をはかる
農業を振興する	地域のブランド力をたかめる
	地域農業の振興をはかる
	農業基盤の整備をすすめる
	農業団体との連携をすすめる(※2)
観光を振興する	地産地消の取り組みをすすめる
	観光振興のための環境整備をすすめる
勤労者福祉の体制を整える	観光交流拠点の整備をすすめる
	就業対策の推進をはかる
	働くことを応援する

【主な見直しの内容】

- ※1 雇用機会の創出や適切な工業用地供給のための新たな立地を図ります。併せて自動走行に関連する企業・事業者の参画・誘致も推進します。
- ※2 農業の後継者に対する事業継承の支援を推進します。

施策4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる

行財政改革をすすめる	行政改革大綱の取り組みをすすめる(※1)
	財政の健全化をすすめる
	事務事業の見直しをすすめる
	組織・機構の見直しをすすめる
	職員の育成をすすめる
広域行政をすすめる	公共施設等の長期的・総合的な管理と見直しをはかる(※2)
	広域連携の強化をはかる
	広域行政組織への参画をはかる

【主な見直しの内容】

- ※1 市民に行政改革の進捗状況を公開し、市民の理解と協力を求めながら行政改革の着実な実施を図ります。
- ※2 「公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設等の長期的・総合的な管理による長寿命化と配置の見直しを図ります。

目標5 交流と連携による、一体感のあるまち

施策5-1 市民と育てる協働のまちをつくる

市民協働によるまちづくりをすすめる	協働によるまちづくりの市民意識をたかめる
	協働によるまちづくりの仕組みづくりをすすめる
	ボランティア、NPOとの連携・支援をすすめる
	全市域交流イベントの取り組みをすすめる
情報提供・情報公開をすすめる	行政情報開示の体制をととのえる
	ホームページでの情報提供をすすめる
	高度情報化への対応をはかる

【主な見直しの内容】

○現施策を引き続き推進していきます。

施策5-2 お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる

人権を尊重する地域社会を築く	人権施策を総合的・計画的にすすめる (※1)
	人権教育・啓発をすすめる
	人権相談体制の充実をはかる
	人権施策推進体制の充実をはかる
男女共同参画をすすめる	男女共同参画の理解をたかめる
	政策などの立案及び決定への共同参画をすすめる
	男女共同参画推進体制の充実をはかる
	女性活躍の推進をはかる (新規) (※2)

【主な見直しの内容】

- ※1 性的マイノリティ（少数者）に対する配慮、ヘイトスピーチの解消など、新たな人権課題についても対応を図ります。また、障がいや理由とする差別の解消については、さらなる推進を図ります。  
 ※2 女性の社会進出に向けて、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや、支援体制の充実に努めます。

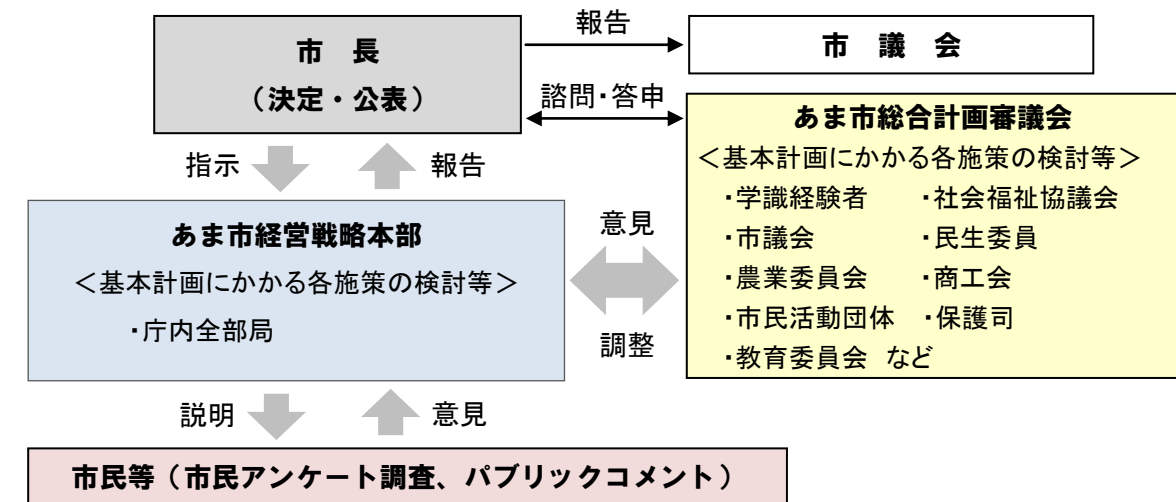
施策5-3 多様な交流による共創のまちをつくる

地域間交流をすすめる	地域間交流の基盤をつくる
	地域間交流事業をすすめる
多文化共生をすすめる	多文化共生の環境整備をはかる
	国際交流事業をすすめる

【主な見直しの内容】

○現施策を引き続き推進していきます。

5. 後期基本計画の策定体制



6. 後期基本計画策定のスケジュール

